

# 精華町公共施設使用料等設定基準（素案）に対するパブリックコメント結果について

## ●パブリックコメント実施概要

意見募集期間 平成30年12月14日（金）～平成31年1月15日（火）

意見募集方法 町ホームページに掲載したほか、財政課窓口、各公共施設窓口に用紙を配架

## ●提出意見数

	総数	56	件
提出区分	窓口	21	件
	郵送	2	件
	メール	21	件
	FAX	12	件

## ●意見の内訳（延べ件数）

料金体系について	61	件
平日休日単価	23	件
加算料金設定	12	件
割引割増設定	26	件
公費負担割合について	7	件
減免規定について	10	件
定期検証について	3	件
改定料金について	27	件
その他	23	件

## ●意見への対応

			A	B	C	D	E
料金体系について							
	平日休日単価	23		12		11	
	加算料金設定	12		12			
	割引割増設定	26	25	1			
公費負担割合について				1	5	1	
減免規定について				3		6	1
定期検証について				3			
改定料金について						27	
その他				1	6	3	13

A : 意見をふまえて素案に反映したもの

B : 意見の趣旨が素案に沿ったものであり、意見をふまえ取組みを推進するもの

C : 今後取組みを進めるうえで参考とするもの

D : 素案に対する質問・要望の意見であり、町の考え方を説明・確認するもの

E : その他

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
1	この度、公共施設使用料が上がるとの事で意見させていただきます。 むくのきセンター使用料に関しましては、他市町村と比べてもとても高いと常々感じておりましたところ、更に使用料の負担が増えますのはとても困ります。 町民といたしましてのイベントのお手伝い等もなんとかスケジュールを調整してクラブメンバーで協力もさせていただいたにも関わらず、とても遺憾に思います。 これまで通りのむくのきセンター使用料で対処していただきたく存じます。	公共施設を運営していくためには相応の費用が必要となりますが、各公共施設とも開設当初以来使用料等を大きく見直すことなく今日まで至っています。また、各公共施設を将来にわたって適切に維持していく責任を果たすために、今後は大規模改修などが必要となってきます。こうしたことも踏まえ、公共施設の維持運営に要する費用を、税と使用料の当面目指すべき適切な負担割合の検討を経て使用料等を再構築予定であり、さらに以後も定期的な検証を予定するものですのでご理解願います。	改定料金		D
2-1	料金体系について 平日と休日の単価は同一単価で統一するに賛成です。利用者の勤務の関係で、平日利用が難しい方がいます。平日料金で統一してほしい。	ご意見のとおり、素案では、利用者間の公平性を重視して平日休日同一単価での統一を考えているものです。なお、料金設定については1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
2-2	加算について 施設標準付帯の設備（例えば音響、つくえ、いす、マイク等）は、基本料金に含んでほしい。	ご意見のとおり、素案では、標準的な施設使用形態に伴い使用する備品設備等は基本使用料に含めるものと考えているものです。	料金体系	加算料金	B
3-1	今回の公共施設使用料等設定基準 見直しについて意見を述べさせていただきたいと思えます。 (1)土日と平日の料金格差について…同額にする考えに賛成です。 施設について、使用料に設備維持費（空調や照明）など、全時間使用があったとして、かかる費用を上乗せし、時間当たりに換算して料金が決まる考えでよく、一部税金で負担することを考えると、時間帯や照明の使用不使用にかかわらず平等でよいと考えます。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
3-2	(2)町内外の使用について…基本同額でもよいと思えますが、以下の意見を述べさせていただきます。 ①町外使用者は使用日1週間前からしか予約が取れない（すべての施設同条件）ようにすることや、予約は早めにとれても、キャンセル待ち扱いで、町内利用者が優先され一週間前で利用者がなければ確定するようにする。直前でしか取れないとすると利用者も予定が立たず、結局、予約が埋まらず空いたままになってしまうといったことになる。 ②予約の期限は特に設けず、町外者は町内利用者の1.5倍とする（予約時期は町内者と同じ条件） (3)金額割増し、割引は不要（シンプルで分かりやすい料金設定になる）でよいと思えます。	町内外の区別につきましては、施設の有効活用や広域的交流促進の観点から割増設定を行わないと考えているものです。 ただし、ご意見のとおり町内者利用優先の観点から、予約開始時期には差を設けたうえで町内者の優先予約によっても埋まっていない（利用申込のない）時間帯を上記観点から割増設定をしないと考えているものです。この点をわかりやすくするため、予約開始時期の差を明示するよう一部修正します。	料金体系	割引割増	A
3-3	（懸案と提案） 金額的には、今までの設定料金に比べると使用料U Pになるかと思えます。多少のU Pは致し方ないとしても、金額の見直しに増して、利用者数の拡大の施策が必要ではないかと思えます。 使用料が高いと、近隣の市町村の施設のほうが割安で結局そちらで利用することになり、結果利用者が増えず、（今までより減少するかもしれませんが）再度の値上げや税金負担の増加に陥ることの懸念を持っています。 体育館の例でいうと、体育館の1/3や2/3の利用といった取り方ですが、特に個人利用などそんなに広いスペースは必要なく、例えばバドミントンコート1面だけ利用したいといったニーズがあるかと思えます。特に土日など小さいお子さんを伴って利用したいと考えている方もいるのではないかと思えますが、どうしても今の借り方だと割高感が否めません。 ほんとうに必要な分だけの使用料で計算すると、今まであきらめて1/3のスペース分の使用料を払って借りていた時よりも割安感を出せるのではないかと思えます。 是非、利用者を増やすためにどうするかといった観点から見直しの検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。	今後は使用料について定期的な検証を行うことを考えており、使用料と稼働率の因果関係については検証してまいります。 体育館の例としての貸出単位につきまして今後の参考にさせていただきます。 利用者拡大に向けた施策についてはご意見のとおり様々な検討をしております。	その他		C
4-1	Ⅱ. 料金体系 1. 平日単価と休日単価について 休日は、児童・生徒、子供を含めた家族利用が見込まれることから、所得のない未成年が利用しやすい休日単価は平日より低く抑える必要がある。また、夏休み等も休日扱いが望ましい。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
4-2	Ⅲ. 施設の公費負担（受益者負担）割合 1. 使用料を算定するための対象経費の捉え方について 資本費について、大規模改修に備え、受益者がその一部を負担することは妥当と思うが、資本費から算出された使用料金を明示するとともに、施設ごとに維持管理費に流用されない仕組みが必要である。	ご意見を参考に、各公共施設の施設別コスト計算書の作成などによって資本費や維持管理費といった費用と使用料収入の適正管理に努めてまいります。	負担割合		C

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
4-3	Ⅲ. 施設の公費負担（受益者負担）割合 2. 各公共施設の当面目指すべき負担割合のイメージ図 むくのきセンターは、運動機会の創出機能と会議室等のコミュニティー強化機能からなる。運動機会を創出するアリーナ部分は、木津川河川敷・ほうその運動公園相当し、会議室等部分はコミュニティーホール相当と分けて考えることが妥当である。また、民間に代替機能のあるトレーニング室部分はより市場的と判断される。	むくのきセンターは、体育施設とコミュニティー施設との複合施設でありそれぞれの機能ごとに判断するのがより妥当であるというご意見につきまして、複合施設を各機能ごとに費用を細分化してそれに相対する負担割合を設定することは非常に複雑になってしまうなど課題があります。そのため、複数の性格を有することを勘案して施設一体での負担割合を、当面目指すべきものとしてイメージ図のとおりに分類しています。頂戴したご意見は、以後の定期的検証の参考にさせていただきます。	負担割合		C
4-4	Ⅳ. 減免規定について 児童・生徒等の団体が、使用する場合は所得がないことから、減免対象とする。（これは要望）	減免規定は、施設の設置目的等に応じて一定の政策的配慮により利用団体等の活動を推奨するために、利用者が負担する使用料を公費負担するものと考えています。どのような利用者層を減免対象とするかにつきましては、施設設置目的に応じて判断する考えです。なお、減免対象基準や減免団体については客観的かつ厳密に取り扱うためにも公表することを考えています。	減免規定		D
5-1	平日単価と休日単価について 確かに平日勤務の多い勤労者が使用する場合は、不公平感を感じる。しかし高齢化社会となり、高齢者の方々が使用する場合は、平日が多いこともあり、健康管理、健康維持などで体を動かす活動がされている場合には負担増になり、活動が減衰する事が心配される。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。 なお、高齢者の方の健康管理・健康維持の点につきましては、町として健康増進の各種事業展開も行っておりますので引き続き取り組んでまいります。	料金体系	平日休日	B
5-2	割引割増設定について 町内施設であり町の公金が使用されているので、町外利用は現状でよいと思われる。	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
5-3	受益者負担割合について 現状でも近隣施設より割高感がある。公的施設で100%公的資金を導入する必要は無いが、何割を負担となると、かなりの高額になる。それでは本来の目的である、スポーツを通じての健康、親睦、交流などが活性化しなくなる。現在でも割高感がある中で、更に負担増になると利用者数減や利用者からの評価がより厳しい見方になる可能性がある。周辺市町村との整合性なども見ながら、精華町としての特徴（安く、使いやすくして多くの町民に利用してもらい、有効利用してもらおう。少し割高であるが、充実した設備で、より安全、快適に満足度向上を狙うなど）を盛り込んでよいのではと感じます。	各公共施設とも建設から概ね二十年程度が経過し、各公共施設を適切に維持していくために今後は大規模改修などが必要となってきます。現在、各施設では長寿命化計画を策定するなどし、設備を含めて順次改修を計画しており、より一層利用者にご満足いただける公共施設を目指しています。しかし、こうした改修を進めるためには多額の費用が必要となることから、資本費を含めて公共施設に要する費用全体を明らかにしたうえで、各施設の設置目的に応じた負担割合をイメージ図のとおり分類しており、ご意見は今後の参考とさせていただきます。	負担割合		C
6-1	○「平日と休日の単価は同一単価で統一する。」について 現状では特定の所を除いて休日使用はすくなく、むしろ割引して利用を促進した方がよいように思う。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
6-2	○「加算料金の設定」について 冷暖房費や照明等の経費は外気温や天候による差が大きく、一律に設定すると不満がのこるので、答申の如く含めるのが良い。	素案では、冷暖房費は基本使用料に含めるものとして考えています。屋外施設の夜間照明は昼間利用とで使用に際して生じる費用が明らかに異なるため基本使用料とは別に設定する考えとしています。	料金体系	加算料金	B
6-3	○「割引割増設定」について 答申の考え方の如く広域的な見地から町外利用者の割増設定を行わないことに賛成です。	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	B
6-4	○「施設の公費負担の割合」について 公共施設である限り、生涯学習の見地から町民が主体的に利用する施設に公費を負担することは当然である。負担が大きとも町民の文化的活動のために役立っていれば有効だと思う。	5-3の回答に同じ。	負担割合		C

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
6-5	○「減免規定」について 町が主催・共催・後援で利用する場合に限定すると、住民主体でなく、町の管理色が強く、それ以外の利用が促進されない。 ○「減免適用基準及び適用団体の公表」について 適用団体との事前の話し合いを持ち、使用者側の意見を聞くべきである。	減免規定を町の主催・共催・後援する場合に限定するとしているのではなく、これらは各施設共通適用事由として記載しており、他の対象については4-4の回答と同じ。	減免規定		B
6-6	○その他 ・利用者の意見を聞いて利用し易い、使用の管理規定を見直しを望みます。 ・大幅な使用料の値上げは、利用者の減少をもたらす、結果的に収入を減らものです。 ・どの施設も管理的な側面が強いですが、工夫して利用促進を図る努力が必要です。 ・人員も管理中心でなく、施設利用の促進のために有効な計画を立てたり、指導者を配置することが必要です。 ・活性化を図るためには定期的に使用団体との話し合いを持ち、意見交換をしながら、住民の立場で進めて行くことが大切だと思います。	管理規程、利用促進、活性化を図るという点について、ご意見を参考に今後検討してまいります。 使用料と稼働率の因果関係については定期的に検証してまいります。 施設の活性化については様々に検討してまいります。	その他		C
7-1	素案の内容を読ませて頂き、意見をまとめさせて頂きましたのでご確認頂ければ幸いです。現在私は主に「Ⅰ.対象とする公共施設」の中の、むくのきセンター・木津川河川敷多目的広場・精華町交流ホール等を利用して頂いております。 利用者として現状に大きな不満があるわけでもなく、納得の上利用させて頂いております。基本的には現在の制度を大きく見直す必要はないと思っております。素案の前述にあります、使用料等と税との適切な負担割合…や、(料金体系や減免規定について) 統一的な考え方を再構築する…などの必要性が、この資料だけでは判断しかねると考えます。 現在の財務状況の詳細が明記されていない中では、何が適切なのか、何のための統一化なのか非常にわかりづらい投げかけであると感じています。「現行」「新基準」および「考え方」と各項目に記載されておりますが、最終的に大きな視野で何を目指さなくてはならないのか、現状をどう改正すれば結果的にどのように改善されるのか、今ひとつわかりません。わからない中での意見ですので、思惑とは違う言葉になるかも知れませんが、項目ごとに記載させて頂きます。 Ⅱ.料金体系 1.平日単価と休日単価 について 素案通り平日と休日の単価統一で問題ないのではないのでしょうか。利用者の勤務状況まで判断基準にする必要はないと思えますし、休日の利用集中に関しても単価設定によって左右されるとは考えにくいと思います。利用したい者が利用したい日程で予約するのは、どんな制度であっても同じだと考えます。	平日休日単価について2-1の回答と同じ。	料金体系	平日休日	B
7-2	2.加算料金設定について 利用目的(例えばスポーツごと)によって最低使用する設備(照明も含めて)はある程度算出することができるのではないのでしょうか?使用スペース1単位の単価が極力シンプルである方が、利用者としても分かりやすいと思うので、基本的には素案の意向に同意します。基本料金に加算していくスタイルだとトラブルを招きかねないと思えますし、結果分かりづらい形になると思います。ただ施設によって規模や費用単価も様々かと思えますので、すべてを統一化というのは難しいのではないのでしょうか?各施設のこれまでの利用者の負担が増大しないような単価設定に期待しています。	加算料金について2-2の回答と同じ。	料金体系	加算料金	B
7-3	3.割引割増設定について 素案通りで基本的に反対はありません。町外利用の、町内利用の妨げにならない範囲…という事項を明確にしておくべきであると思えます。割増は行わないにしても、例えば予約可能期間に町内と町外の利用者で差をつけたり等、料金以外の措置は必要だと思います。前時間使用割引の必要性もよく理解できません。	町外利用について3-2の回答と同じ。 全時間使用割引は、設定しないもの(廃止するもの)として考えています。	料金体系	割引割増	A

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
7-4	<p>総じて精華町をはじめ、各市町村および自治体は営利団体ではないと基本的には思っております、私も住民として、各施設の利用者として、これまで以上に金銭面でも施設の充実面でも、より良い状況が整ってほしいのは熱望するところです。加えて利用者でありながら納税者でもある一住民として、自分達が有効に公費を利用して頂いていると実感できる、一番身近なスペースであることもお伝え致します。</p> <p>しかしながら現在様々な要因から施設の維持管理費の上昇で、財務的にも厳しい状況であるであろう想像をしております。それに伴う基準の見直しも当然必須であることも、何となく理解できます。冒頭お伝えした通り、変革を求めるのであればもっと詳細な予算報告や情報を公開し、その必要性と最終目標を利用者に明らかにすることが、ヒアリングする上で大事なのではないのでしょうか？あえてなんとなく！…と書かせて頂きました。利用者が納得する状況が整えば理解を得ることができると考えます。</p> <p>利用者の楽しみと健康増進・次世代の子供たちの育成・他の地域との文化的社会的交流 などなど、いろんな要素は兼ね備えたスペースを今後も永らく大事に利用させて頂きたいと思っていますので、どうぞ町民目線の新基準の構築に期待致しております。</p>	ご意見として参考とさせていただきます。	その他		C
8	<p>文協加盟サークル、●●の代表者です。</p> <p>審議会がまとめられた（素案）を読みましたが、概ね良しと思います。よろしくね。</p>	趣旨賛同としてお伺いしました。	その他		B
9	<p>II 料金体系 3. 割引割増設定の項について</p> <p>町内と町外の使用料は同じではなく、2倍とはならなくても差を設けてほしい。</p> <p>一律にする事により使用料が上がれば、活動回数が減少し、青少年の育成に支障が出る事も考えられる。</p> <p>使用料の上げ幅は、最小限にしていきたい。</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
		料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
10-1	<p>むくのきセンター体育館を平日の夜に使用していますが、普段でも1/3だけの利用時には照明があまり使えずに薄暗くポールが見えづらくなるのに、照明代の追加料金と言われると困ります。</p>	現状ではむくのきセンター体育館の照明代は基本使用料に加算する追加料金の形態となっています。素案では、屋内照明は標準的な使用形態の範囲内として基本使用料に含む方向で考えています。	料金体系	加算料金	B
10-2	<p>町の行事等に休日にお手伝いに協力していますので、割引制度が無くなるのは非常に困りますので、そのところをご考慮をお願いいたします。</p>	割引制度（減免規定）について4-4の回答に同じ。	減免規定		D
11	<p>素案に目を通しましたが、理解しづらい所が多く、具体的な案も示されていないので説明会の開催を希望します。</p>	住民の皆様から素案のご意見を伺うためにパブリックコメントを実施したものであり、素案に対する説明会の開催は予定しておりません。	その他		E
12-1	<p>I. 対象とする公共施設</p> <p>意見なし</p>		その他		E
12-2	<p>II. 料金体系</p> <p>1. 平日単価と休日単価</p> <p>同一単価が望ましい</p>	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
12-3	<p>2. 加算(追加)の設定</p> <p>使用する材料(器具)によっては加算料金を取っても良いのではないかと思う</p> <p>屋外施設等夜間照明は加算必要</p>	加算料金について2-2の回答に同じ。 夜間照明について6-2の回答に同じ。	料金体系	加算料金	B
12-4	<p>3. 割引割増設定</p> <p>町民税を支払っていないものは加算が必要と思う</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
12-5	<p>III. 施設の公費負担(受益者負担)割合</p> <p>受益者負担は必要であると思うが、よくわからない</p>	負担割合について5-3の回答に同じ。	負担割合		B

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
12-6	IV. 現目規定について 1. 各公共施設共通事由 意見なし 2. 個別適用事由における客観性確保 意見なし		減免規定		E
12-6	V. 定期的な検証について 確実に行ってほしい(意見を後送りにしない)	素案に記載のとおり定期的に検証していく考えです。	定期検証		B
12-7	その他 消費税が10%になるときに便乗値上げにならないことをのぞみます	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
13-1	料金体系 平日と休日が同一単価になるのは、平日が値上げとなると思うので従来通りで良い。一般的にどの施設でも土日料金は高くても利用者は了解の上のこと。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
13-2	割引割増設定 営利用は当然割増。 町外利用者は、町民税を収めておらず飽くまで町の公共施設であるので居住者、勤務者の施設である事が重視されるべきで、空き時間に割増料金で町外者の利用は良しであるが、町外の予約が入っておれば町民は予約できない事で割増利用者の納得は得られる事と。	営利用は現行の割増設定を維持する考えです。 町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
14-1	料金体系について 平日、休日単価の差は設けるべきだと思う。なぜならば、若の人達と一緒にプレーなどはしにくく、平日に同年代の人々と平日料金で楽しむためには同額は反対です。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
14-2	次に、屋外照明代は加算の必要はあと思う。	屋外の夜間照明について6-2の回答に同じ。	料金体系	加算料金	B
14-3	また、町外利用については、昨今近隣市町が利用料金と駐車料金なども必要になったきた施設もあり、町外が同額になれば一層利用者がふえてきて、町民の利用が狭まばれる可能性があるかと考えます。 従って、同額にすることは反対です。	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
15	各施設の開設からは、社会は高齢化、少子化、税の減収など変化していっていますので、施設の使用料金の見直しは必要で素案に賛成します。 私たち「●●サークル」は、かしのき苑を利用させていただき活動をしています。減免措置のおかげで高齢のメンバーだけですが、元気に楽しく活動に参加しております。 減免規定については、公平、客観性を勘案し、従前通りでお願いいたします。	今後も定期的に見直し（検証）していく考えです。	定期検証		B
		減免規定について4-4の回答に同じ。	減免規定		D
16	私は●●サークルの代表をしております。 会員は22名、全員が精華町在住の後期高齢者で年金生活者です。この方々の体操目的は家に引き籠っていても足腰が弱って歩行困難・物忘れなどにならないことを願って参加しておられます。 講師指導で有酸素運動を取り入れたストレッチ体操を毎水曜日に実施し、一人当たり月額1,000円の負担で済んでいるのは、町の使用料免除のおかげと感謝致しております。 今後とも、この免除の適用をして下さることをお願い申し上げます。 以上	減免規定について4-4の回答に同じ。	減免規定		D

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
17-1	<p>「●●」のサークル活動の一つとして「●●」の名前で音楽室を毎週使わせて頂いています。歌うことを楽しむだけでなく、仲間作り、健康維持の意味からも毎週の活動を減免適用の料金で音楽室が使えることをありがたく思っています。</p> <p>料金見直しで平日と休日を同じにするということは、平日料金が当然高くなることを意味し、ひいてはサークルの会費値上げにもつながり年金生活者が殆どのサークルには辛いところです。</p> <p>また営利を目的としない利用で、税金を納めている町民と納めていない非町民が同じ料金というのは納得でかかぬます。基本料金が少し高くなるのは仕方ないとは思いますが、上の2点と登録団体の減免制度は続けていって欲しいと思います。</p>	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
		町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
		減免規定について4-4の回答に同じ。	減免規定		D
17-2	<p>先日「●●」の代表として意見をF A Xしましたが、町外の人の思いを耳にしましたので、参考になればと再度F A Xします。</p> <p>“京都市内の中学生に「マーチング」の練習に広いアリーナを使わせたいが料金が高いのであきらめています。”との話でした。私学の高校生が使っているのを見たことはありますが、公立の学校では金額的にきびしいんでしょうか？</p> <p>料金が安くなれば利用がふえるのかもしれない。以上です。</p>	料金について1の回答に同じ。		改定料金	D
18-1	<p>疑問</p> <p>町外利用は町内利用の妨げにならない範囲で割り増し設定は、行わない。</p> <p>…町内者、町外者の利用料の差が無くなる？のは理解できない。</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
18-2	<p>平日と休日の単価は同一単価で統一する。</p> <p>…退職者などの、平日のサークル活動は、支持しないのか？</p>	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
18-3	<p>使用料改定は、各施設間の統一と、消費税引き上げの分だけと解釈も出来るが、具体的な金額の表示が無い様に思われますが？</p> <p>登録団体への、事前聞き取り調査や、説明会等はあったのでしょうか？</p> <p>「パブリック・コメント」の書き方等、分からないので、気になる事を少し書きました。</p>	11の回答に同じ。	その他		E
19-1	町が所有する体育館などの施設の使用料を町民はもっと安くしてもらいたいです。	料金について1の回答に同じ。		改定料金	D
19-2	平日と祝日も同一料金にしてほしいです。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
20-1	<p>意見</p> <p>週に2回バドミントンで利用してます登録団体の一員です。</p> <p>結論、使用料の値上げということになりますね この配られた素案ではとてもわかりづらい内容となっています。</p> <p>意図的であるような気がします。</p> <p>今まで長年、クラブとしてボランティアでサイクリングや運動会などの町の行事のお手伝いをしてきましたが、このように説明会もなしで、分かりにくいプリントのみでの値上げについては大変疑問を感じます。</p> <p>わかる範囲で、意見を述べたいと思います。</p> <p>● 平日と休日の単価を統一する必要はない</p> <p>定年退職者の平日利用が増えるためと書かれていますが、高齢者からの使用料を充てにするというのは、健康寿命を伸ばすための国の推進政策に反する。</p>	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
20-2	<p>● 町外と町内の使用料を統一する必要はない</p> <p>税金を払ってる町民にメリットがなくなる。</p> <p>他自治体にふるさと納税をした方がまし。 以上</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
21-1	①公共施設を利用している登録団体に対して（値上げ、運営方法etc）説明会を開いて欲しい。	11の回答に同じ。	その他		E
21-2	②施設維持の為、費用負担は必要かとは思いますが、町内、町外を統一して料金を設定する必要はなく、差をもうけるべきである。（税金が使われていることや、連盟加入により行事のお手伝いもしている）	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
22	精華町むのきセンターを利用している団体ですが、この度公共施設使用料等設定料金の改正について、高齢者が増加し健康の維持と生き甲斐を求め公共施設を利用される方も多くなることと思いますので次のことを提案します。 1. 近隣他府県に比べ公共施設の付帯設備、料金の設定等助案の余地あり 2. 交通の便の再考（くるりんバスの増発） 3. 高齢者、年金受給者の割引率の軽減	1の料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
		3の割引率（減免規定）について4-4の回答に同じ。	減免規定		D
23	今回の施設使用料の見直しについて、意見を述べさせていただきます。 まず、登録団体の活動ですが、使用料を値上げすと参加者の負担になり、人員確保の面から今後の定期的な活動継続が難しくなります。また、使用料の大幅な値上げは予算を組みづらく見通しがたちません。 そもそも町民のための施設での大幅な値上げは町民の健康増進の妨げになるのではないのでしょうか。同じく、町内利用と町外利用を一律にしてしまうことにも疑問を感じます。現状の倍額まで足らずとしても、幾分の差をつけていただきたいと思います。 ご検討よろしく申し上げます。	町外利用について3-2の回答に同じ。 （健康増進について5-1の回答に同じ。）	料金体系	割引割増	A
24-1	先日公表されました上記素案について、次のことを疑問に思いました。 ・具体的に金額が書いていませんが、全般的に値上がりするということですか？ 基準の見直しも金額の改定も仕方ないと思いますが、近々消費税も上がる予定で、大幅な値上げは避けてほしい。	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
24-2	・平日と休日を同一価格にすることは、むのきセンターの場合、今の平日価格が倍になるということですか？ 平日利用する者にとっては、大幅な値上がりとなり、利用を減らすことも考えます。 運動する機会が減り、精華町が推進する健康ポイントなど利用して健康的に過ごしたいという思いに、ブレーキをかけると思います。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。 （健康増進について5-1の回答に同じ。）	料金体系	平日休日	D
24-3	・町内と町外について 町民が安く利用できるメリットがあって良いと思います。以上	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
25	私は精華町のバドミントンチームに入っていて、週に一度、むのきのアリーナ（3分の1）を使用させてもらっています。料金体系の考え方を統一すると、私達のクラブ活動（他の全てのクラブ活動も）はどう変わるのでしょうか？ 具体的に分からないので素案にもすぐには賛成できないのですが…。 使用料等だけでも賄えるように、公共施設全体の利用者を増やすことはできないのか、も再検討していただけると嬉しいです。	3-3の回答に同じ。	その他		C
26-1	1. 使用料については基本的に町民が手軽に使用出来、沢山の人が利用しやすいものにすべく町外の近隣施設料金も参考にしたら如何でしょうか。	近隣施設も参考にさせていただきます。	その他		C
26-2	2. 町在住とそうでない人では差が有ってもやむを得ないと思います。（3～5割UP）	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
26-3	3. 土、日曜ウィークデーの料金は同額にして、働く人もそうでない人も同じ様に利用出来る様にする。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
26-4	4. 照明の料金は元々施設（特にアリーナ）の使用の際は常に点灯状態なので使用料金の中にも含む形で設定すべきではないかと思えます。	屋内照明について10-1の回答に同じ。	料金体系	加算料金	B
26-5	5. 施設の完成から大分経過し、維持管理にお金がかかるのはわかりますが、公共の施設（特に青少年育成に必要な施設）なので、行政の負担で今迄以上にカバーする事も考慮して欲しい。	負担割合について5-3の回答に同じ。	負担割合		C



提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
27	<p>公共施設使用料等設定基準（素案）を拝見し、その上で一意見を提出させていただきます。</p> <p>私は幼稚園の団体としてむくのきセンターを使用させていただいております。精華町運営の公共施設使用料金の町内使用料金と町外使用料金を同じとみなすことや、それに伴い町内使用料金を割り増しされることについて意見します。</p> <p>今現在むくのきセンターを毎週2回で利用させていただいておりますが、幼稚園の団体として使用させていただいておりますので、利用料金を町内外同等とされることで安定した練習量を得ることができず、今まで残してきた功績を引き続いていくことが難しくなる可能性もあります。</p> <p>安定して毎週2回利用させていただいている現状を引き続きお願いしたいと思っております。</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
28-1	<p>先日、町役場財政課に出向き、説明会の開催を要求しましたが、「予定はない」とのことでしたので、疑問点・要望など箇条書きにいたします。</p> <p>私は、精華町バドミントン連盟所属の●●クラブに所属しており、「むくのきセンター」の利用がほとんどなので、勝手ながらむくのきセンターの利用に関する事になってしまいますこと、前置きさせていただきます。</p> <p>1、平日単価と休日単価</p> <p>現行の欄で、デメリットのような記述になっていますが、混在しているのなら一律にすればよいと思えますし、倍率も一定にすればよいと考えます。</p> <p>「考え方」に使用に際して生じる費用に差はないとありますが、人件費は休日の方が大きいのではないのでしょうか。</p> <p>定年退職者などが増えたとありますが、年金生活の方の負担が大きくなるのをよとするのはどうかと思います。</p>	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
28-2	<p>2、加算(追加)料金の設定</p> <p>備品は、消耗品でない限りは基本使用料に含めても差し支えないように思いますし、照明も施設毎で要不要が明らかですが、冷暖房は同施設でも必要だったり不要だったりなので、別料金の方が良いとおもいます。</p>	6-2の回答に同じ。	料金体系	加算料金	B
28-3	<p>3、割引割増設定</p> <p>新基準の2つ目、町外利用については割増が普通ではないでしょうか。</p> <p>後に出てくる、公費負担割合云々と矛盾していると思います。</p> <p>納税の恩恵預かってよいと思うのですが。</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
28-4	<p>以降については、やはり説明会の開催を希望します。</p> <p>今回、パブリック・コメント実施に当たり、年末年始の長い休暇を挟むにも拘らず、他件同様1ヶ月の期限とされたことには、反論の機会を奪う意図があったのではないかと感じています。</p> <p>実際、パブリック・コメント募集期間が始まった後に登録団体には素案が送られて来たようですし、一般には全く周知されていないのは問題かと思えます。</p> <p>審議会開催前にも、パブリック・コメントの募集があったようですが、その際には、登録団体にも連絡いただけなかったのは残念です。</p> <p>そして、素案には一見平等を謳っているようで、何も知らなければ、町内・平日利用は据え置き町外・休日利用は値下げとも取れる書きようですが、窓口の方の話によると“町内・平日”利用は、現状の2倍かそれ以上とか。</p> <p>そのあたりを明確にせず、パブリック・コメントを募集するのは如何なものかと思えます。</p> <p>せめて、登録団体を集めての説明会開いていただくようお願いいたします。</p> <p>取り急ぎまとめましたので、乱文で申し訳ありません。</p>	説明会について11の回答に同じ。	その他		E
29-1	<p>テニスコートについての意見</p> <p>1、使用料金について</p> <p>現状維持すべきである。土・日休日との差は当然。</p>	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
29-2	<p>2、割増料金について</p> <p>営利用と町外利用は原則禁止とすべきである。精華町民のための公共施設の目的に反する。</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
29-3	<p>3、公共施設使用料以前の問題について</p> <p>池谷公園コートの改修が最優先課題である。すでに転倒や骨折者まで出ている状況を放置すべきではない。</p>	施設改修のご要望として伺いました。	その他		D

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
30-1	テニスコートの使用について！ ①使用料金 まだまだ休日利用が多く、平日の方が空きがあるので、現状の料金差で良いと思います。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D
30-2	②割増料金 営利用や町外利用は禁止して欲しい！精華町には打越台に2面、池谷公園に2面あるが、池谷のコートはテニスが出来るとはならず、実質打越コート2面だけ。 そのコートを町外の人やコーチを呼んでの営利用には使って欲しくない。あくまでも町民利用に限って欲しい！ ※最近、打越コートの平日で、コーチを呼んでの個人レッスンをよく見かけます。	29-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
30-3	③池谷公園コートを「オムニコート」に整備して貰ったらケガの心配せずにもっと利用出来ると思います。	29-3の回答に同じ。	その他		D
30-4	④この基準を考えられてる方々、池谷コートを見た人が居ますか？	審議会委員の方をはじめ、現地確認をしています。	その他		E
31-1	<取組みの姿勢> 市政の中長期的かつ総合的の青写真を示し、納得性のある検討と議論が必要である。すなわち、公共施設に絞った議論ではなく町行政全般の収支を対象とした議論から組み立てられないと納得性が得られない。 町全般の中長期ビジョン（未来図）と施設の現状と拡充（公共施設が町民のニーズを満たしているのか？適正であるのか？等）を明確にした上で、利用料が適正であるか検討すべきである。	審議会では町の財政状況も踏まえた慎重な審議をしていただきました。	その他		E
31-2	<進め方について> この問題は、まず教育委員会、特に生涯教育課で公共施設の総合的政策として検討され、その後、財政課で検討されるべきものとする。 また、この種の問題は、体育協会やその加盟団体の声を先に聞くべきもので、そうした声をもとに議論が進めるべきものである。 審議会委員構成についても体協および体協構成員も入れるべきである。 北名古屋市が事例紹介されているがモデルと言えるのか疑問を残す。 収入増加（使用料アップ）を前提とした短絡的な議論をすべきでない、他地域との比較も含め、何が問題なのか？数字を示すべき。	審議会には、多分野の専門家の方々や、各公共施設を実際に利用されている住民の方で構成しています。 北名古屋市の事例はあくまでひとつの参考事例であり、その他多くの自治体の参考事例を集約したものも審議会では参考資料として使用しました。 収入増加（使用料アップ）を前提とした議論ではなく、審議会では公共施設の現状確認を含め様々な角度から将来にわたるよりよい公共施設の運営を目指すために議論していただきました。	その他		E
31-3	<施設の拡充と町民サービスの向上に向けて> 町所在企業の施設貸出要請や学校開放など、町費の支出抑制と町民サービスの向上に向けた努力がもつと必要である。ただ、学校教育の視点から学校の開放については、最小限にとどめるべき（一般利用によってグラウンドが傷んだりトラブルがあってはならない）。 精華町には多くの有名企業が存在しスポーツ施設を保有しています。企業の施設貸出要請については、企業の地域貢献と社会的責任の観点から企業理解しやすい環境にあり、もっと積極的に取り組むべきである。	学校施設開放については、現在も学校教育に支障のない限りにおいて社会教育活動のために使用しています。 企業保有施設の点についてはご意見としてお伺いしました。	その他		E
31-4	<費用の捻出（既存活動の見直し）> 町民のニーズや時代のニーズからかけ離れた行事（町民体育大会など）は中止し、その予算を日常的な施設充実に引当すれば、恒常的な施設拡充に繋がる。昨年来、ツアー・オープン ジャパンなど新しい行事に町予算が引き当てられている。新しい行事が増えたから行って本来あるべき施設費などを削減するのは本末転倒である。新規事業をするときは、町民サービスを落とさない予算措置が取れるのか？身の丈に合った判断と予算措置等が必要である。新しいことをやるから町民福祉を落とすのであれば、事前に関係町民の了解を取るべきである。この際、事業仕分けを行う時期に来ているのではないか！外面より町民に寄り添う福祉を優先すべきである。	ご意見としてお伺いしました。	その他		E
31-5	<料金体系> 1の新基準はおかしい。平日と休日の利用には、まだまだ利用率に差があり（土日の利用率が高い）、差があるべき。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	D

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
31-6	3の新基準の「町内利用の妨げにならない範囲で」とは具体的にどのようなことなのか？このような抽象的な基準は、基準とは言い難い。町外利用者は割高にすべきものである（誰の税金で運営されているのか！）。	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
31-7	考え方についても、施設が少ない中で収入アップしか考えていないのではないかと（施設の改善・拡充も考えず、利用料アップを考えるのは本末転倒ともいえる）	31-2の回答に同じ。	その他		E
31-8	私は、テニスコートを利用していますが、利用者全員の声として値上げするなら、池谷コートを打越台コート並みにオムニコートに改修することが最低条件である。	29-3の回答に同じ。	その他		D
31-9	<各公共施設の公費負担割合> 各公共施設の公費負担割合のイメージについて、選択的・必然的・非市場的・市場的分類されているが、各施設は町民個々のニーズによって評価・価値が変わる。例えば、木津川河川敷やほうその運動公園は、一部の人にとっては価値があっても多くの人にとって必需的でもなく非市場的でもない。交流ホール、コミュニティホール、学校施設開放、打越台・池谷公園は必需的で非市場的なものです。本案には納得性はありませぬ。また、各施設の整備状況のレベル（良し悪し）等の視点も欠けており、短絡的です。	町民個々のニーズによって評価・価値が異なるのはご意見のとおりですが、審議会は他分野の委員の方で構成し、幅広く審議いただき考え方を集約していただいたものですのでご理解をお願いします。	負担割合		D
31-10	<最後に> 少々、批判的な意見を述べましたが、値上げに反対するものではありません。単なる利用料アップの論議をするのではなく、夢ある精華町の本来あるべき姿をみんなで考えるスタート台になることを願って率直に意見を述べさせていただきました。現状の施設整備レベルや充実度、他地域との比較・連携等、広範な検討と見識の上にとった住民の納得性の高い、他に誇れる施策の展開を願う。	ご意見として参考とさせていただきます。	その他		C
32	意見： 基本的な考え方として、公共施設は町が保有する設備であるため、町民の福祉に供すべきものとする。そのため、主たる使用者が町内登録団体、もしくは町民である場合は町税で許せる範囲での福祉費用として支出すべきと考える。また、子供の成長の補助となる団体についての使用はその範囲をより広げる事が町の繁栄に繋がる事と考える。 具体的には、平日、祝日ともに同一料金が好ましい。 そのため、公共施設の使用料金は体育館、グラウンド、テニスコート、学校設備等のカテゴリーを儲け、カテゴリー単位で平等が好ましい。ただし、グラウンド等で夜間照明を利用する場合等他に費用が必要な場合は、使用した場合に限り使用料金を徴収する。 町外団体および町外の個人については、使用を認めるものとするが、町内団体もしくは町民が予約できる期間より短く設定し、費用も倍等の設定を行い使用を許可する事が望ましいと考える。 基本的には、主たる使用者が町内団体、町民である場合、現行維持で考えその中の公平制を保ち町外使用団体および町外個人使用者から不足分を補う方法が町民にとって良い考え方と認識する。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
		夜間照明の点について6-2の回答に同じ。	料金体系	加算料金	B
		町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
33	基本的な考え方として、公共施設は保有する設備、財産であるため、町民の福祉に供すべきものだと考える。そのため、主たる使用者が町内登録団体、もしくは町民である場合は町税で許せる範囲での福祉費用として支出すべきと考える。また、子供の成長の補助となる団体についての使用は、その範囲をより広げる事が町の繁栄に繋がる事と考える。 具体的には、平日、祝日ともに同一料金が好ましい。そのため、公共施設の使用料金は体育館、グラウンド、テニスコート、学校設備等のカテゴリーを儲け、カテゴリー単位で平等が好ましい。ただし、グラウンド等で夜間照明を利用する場合等他に費用が必要な場合は、使用した場合に限り使用料金を徴収するべきである。 町外団体および町外の個人については、使用を認めるものとするが、町内団体もしくは町民が予約できる期間より短く設定し、費用も倍等の設定を行い使用を許可する事が望ましいと考える。 基本的には、主たる使用者が町内団体、町民である場合、現行維持で考えその中の公平制を保ち、町外使用団体および町外個人使用者から不足分を補う方法が町民にとって良いと考える。	平日休日単価について2-1の回答に同じ。	料金体系	平日休日	B
		夜間照明の点について6-2の回答に同じ。	料金体系	加算料金	B
		町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
34	<p>意見</p> <p>いつも、施設を使わせていただいております。</p> <p>町の公共施設は、町民の福祉を充実させること、町民の生活を豊かにすること、町を活性化させること、などにその目的があり、主に町内登録団体、もしくは町民が使用する場合は、許せる限り町税で支出するべきと考えます。特に、子供の成長の補助となる団体についての使用は、その範囲をより広げる事が町の繁栄に繋がることでしょう。</p> <p>だから、町内の団体や町民が利用する場合は料金を現行のまま据置き、精華町の発展の基本となる町民の健康や文化的生活を積極的に守っていくことが大切です。町外の団体や個人が利用する場合には、1.5倍～2倍の料金をいただくことで、不足分を補うことや、予約できる期間を町内団体や町民より短く設定し、町民が優先して使用できる配慮をするのがよいと思います。</p> <p>他の点でも意見を申し上げますと、平日、祝日ともに同一料金が好ましいです。また、体育館・グラウンド・テニスコート・学校設備等のカテゴリーを設け、カテゴリー単位で平等にするとういのではないのでしょうか。ただし、グラウンド等で夜間照明を利用する場合等に費用が必要な場合は、その分の使用料金を徴収するべきだと考えます。</p> <p>以上です。</p>	平日休日単価について2-1の回答と同じ。	料金体系	平日休日	B
		夜間照明の点について6-2の回答と同じ。	料金体系	加算料金	B
		町外利用について3-2の回答と同じ。	料金体系	割引割増	A
35	<p>主たる使用者が町内登録団体、町民である場合は町税で許せる範囲での福祉費用として支出するべきと思います。また、子供の成長の補助となる団体についての使用は、その範囲をより広げる事が町の繁栄に繋がる事と考えます。</p> <p>具体的には、平日、祝日ともに同一料金が好ましいと思います。</p> <p>公共施設の使用料金は体育館、グラウンド、テニスコート、学校設備等のカテゴリーを設け、カテゴリー単位で平等が好ましいと思います。ただし、グラウンド等で夜間照明を利用する場合等に費用が必要な場合は、使用した場合に限り使用料金を徴収すべきです。</p> <p>町外団体および町外の個人については、使用を認めるものとするが、町内団体もしくは町民が予約できる期間より短く設定し、費用も倍等の設定を行い使用を許可する事が望ましいと思います。町民が優先的に利用できるようにお願いします。</p> <p>主たる使用者が町内団体、町民である場合、現行維持で考え、その中の公平制を保ち、町外使用団体および町外個人使用者から不足分を補う方法が町民にとって良い考え方だと思います。</p>	平日休日単価について2-1の回答と同じ。	料金体系	平日休日	B
		夜間照明の点について6-2の回答と同じ。	料金体系	加算料金	B
		町外利用について3-2の回答と同じ。	料金体系	割引割増	A
36-1	<p>1 平素 テニスコートを使用させて頂いており、テニス限定の意見です。</p> <p>今回の使用料の統一は、大変良いことです。是非 統一して下さい。</p> <p>然し、運営上の（手続き・利用・日程等）は、問題ありました。</p> <p>特定の団体が、施設を占有するような事がなきように、して下さい。</p>	運営上のご意見として伺いました。	その他		E
36-2	<p>2 テニスコートの使用料及び減免について</p> <p>10年前は、協会所属クラブ・一般クラブ（登録クラブ）は、すべて半額でした。</p> <p>細則に載っている協会・婦人会・文化クラブは、半額になりました。</p> <p>ボランティア確保のための、減免です。</p> <p>減免にあたいしない団体を減免することは、大変 遺憾なことです。見直しを</p>	減免規定について4-4の回答と同じ。	減免規定		B
36-3	<p>3 町外のコート使用料について</p> <p>私の知りうる限りでは、1.5～2倍の料金です。</p> <p>予算・コートの少ない本町では、町民と同じは、理解出来ない。</p> <p>最後に、テニス以外の施設利用にも、問題があるのではないかと</p> <p>是非を節にお願いします。詳しくは、別紙参照 1枚</p>	町外利用について3-2の回答と同じ。	料金体系	割引割増	A
36-4	<p>&lt;別紙内容&gt;</p> <p>1. 平素精華町の打越テニスコートを使用させて頂いております。テニスのみ限定意見です。</p> <p>今回の使用料の見直しは、大変良いことだと考えています。過去1回有りましたが、当方のテニスクラブにとっては、約18年間 担当部署に改善提案を申し入れ、時間・労力・意欲等をもって取り組んだ結果 運営・日程は是正でき、料金のみ未是正です。</p>	今後も定期的に見直し（検証）していく考えです。	定期検証		B

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
36-5	<p>2. コート使用の運営について</p> <p>私ごとですが、担当部署・協会に、不都合な事例を是正していただくべく努力し運営規程・使用規定・日程規定等明文化されておらず 担当部署・担当者、見解統一されていなく、コート使用の日程決定は、20年前 特定協会が、休日 ずっと使用 15年前位 特定協会が、休日すきなだけ予約・使用し--空き日・時間 一般クラブ及び個人予約し、思うように、使用できなかった。協会の所属クラブは、それが普通と認識。10年前位 全クラブ 平等に日程を予約できるように是正--。日程会議し開催 町民に、行政・協会は ウソついたり、是正しなかったり、反対にあい大変 是正に時間が掛かりましたが、現在 日程・予約はおおむね是正された。</p> <p>行政は、専随で、業務委託している管理者の協会の厳しく管理しないと、20年前のように、町民へのサービス低下と、すきに運営します。町民は、(知らないで、おかしい)と思わない。前述のすべて規定は、作成され、明文化し、開示されるべきです。</p>	ご意見としてお伺いしました。	その他		E
36-6	<p>3. コート使用料及び減免について、</p> <p>現行 使用料は下記のとおり運営されています。10年位前は、全クラブ半額 一般クラブ 平日500 / 1時間 しかし 特定の協会 婦人会 一般個人 休日700 / 1時間 文化サークルは、左記の料金の半額です。</p> <p>10年前に、町に問い合わせたところ、細則で、半額が明記されていました。その明記された団体は、(試合とか、行った場合)と、明記されていました。</p> <p>なぜ、その団体は、半額(減免)されるのか? 問い合わせすると、強制的ボランティアの確保(あめとムチ政策)と回答があり 減免はおかしい? 強制的ボランティアの確保で、東京都教育委員会で、高校生で問題視されている 従って、すべての団体・個人は、統一した料金にするべしと、思います。</p> <p>この料金についてが、私の最後の、是正事項です。どうしても半額にしたいなら業務委託団体の料金は、町主体・後援等の行事期間のみ、半額にしたら、どうか</p>	減免規定について4-4の回答に同じ。	減免規定		B
36-7	<p>4. 町外のコート使用料について、</p> <p>私の 知りうる他市の使用料は、1.5~2倍の料金です。〔町内利用の妨げにならない範囲で割増設定を行わない〕と素案ではありますが、〔広域的に人の交流を活発にする〕とあるが、具体的に、何を言っているのか? 予算・コートの少ない町施設では、理解できない。</p> <p>長年の、スポーツ施設の是正が、なされんことを、節に願っています。紙面の制約上、説明不足等ありますが、何卒宜しく、ご理解下さい。</p>	町外利用について3-2の回答に同じ。	料金体系	割引割増	A
37	<p>週に2回、むくのきセンターをお借りしています。健康増進の為に集まる仲間ですが、利用料が高くなると、仲間(会員)の負担がもちろん増えて、足が遠のくと思います。</p> <p>町も推し進めるように、健康づくりの為に一生懸命活動をしていますので、平日(町内扱い)料金を上げないでいただきたいです。(年金生活の主婦が多いので)</p> <p>仲間全員が願っております。どうぞよろしく願い致します。</p>	料金について1の回答に同じ。 (健康増進について5-1の回答に同じ。)	改定料金		D
38	<p>高齢者の多いサークルです。文化協会に加入しています。今まで低料金で冷暖房無料と優遇されていました。ありがとうございました。</p> <p>しかし、この度料金値上と聞き、町財政の厳しいこともよくわかります。私達サークルは健康でいきいきと楽しく踊ることに喜びと日常の身体の元気なこと、運動することによって日々の生活に生かを感じています。現在の料金体系は木津川市、奈良市よりも低額であることは承知しています。サークル会員全員も喜んでます。</p> <p>町財政が苦しいと言われれば納得できますが、再度私達高齢者は年金生活者ばかりです。値上率は少額にて御検討下さるようお願いいたします。</p> <p>追記 4F多目的ホールの椅子の収納台車、40脚積み上げるのに女性は大変です。20脚収納できる台車を1台設置して下さい。</p>	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
39	<p>むくのきセンターのアリーナを使用しています。広く快適な環境に日々感謝しております。</p> <p>値上げには反対です。現状、付近の体育館の使用料を調べてみましたが、アリーナ 1 / 3面 1時間 5 0 0円は非常に他と合致しています。</p> <p>公費負担額が多いというのが一番の値上げ理由でしょうか？まずは公費を費す価値を上げる工夫からお願いします。</p> <p>むくのきには町民が利用できるたくさんの設備、部屋があります。稼働率を上げれば、一人一人の負担は少なくとも収益は上がります。町民の皆様にもっと使用してもらうことを第一に考えて頂きたいです。</p> <p>そのためにも、使用料金は近隣市町村と同レベルもしくは、人口豊かな精華町として、低くあるべきと考えます。</p>	<p>料金について1の回答に同じ。</p> <p>利用の拡大については様々に検討してまいります。</p>	改定料金		D
40	<p>現状維持が希望です</p>	<p>料金について1の回答に同じ。</p>	改定料金		D
41	<p>いつも楽しく精華町の施設を利用させて頂いております。</p> <p>今の基準でも問題はないと思うのですが…。</p> <p>もし、「住民の意見を聞いて、値上げする」では困ります。</p> <p>利用者の中には、小学生や年金で暮らしている高齢者やパートで生活している人もいます。もし値上げされれば、会費も値上げされることとなり、今後の参加を減らさなければならぬかも知れません。</p> <p>それから、もし値上げされるのであれば、そこでもう一度、住民の意見を計って頂きたいと思います。</p>	<p>料金について1の回答に同じ。</p>	改定料金		D
42	<p>財政難解消のため体育館等の大幅値上げを考慮しておられることと思います。</p> <p>町外利用者の立場から見ると、むくのきセンターはじめ町内施設は立地がかなり不便で遠いです。</p> <p>利用料金が安めであれば利用価値がありますが大幅値上げなどされれば高く不便な施設となり町内町外とも利用者が減ると思われれます。</p> <p>その場合体育館等からの収入は値上げ前よりあまりふえないこともあります。利用者が減るような大幅値上げは、誰のためにもならないと思います。</p>	<p>料金について1の回答に同じ。</p> <p>今後は使用料について定期的な検証を行うことを考えており、使用料と稼働率の因果関係については検証してまいります。</p>	改定料金		D
43	<p>むくのきセンターの使用料の値上げしないで下さい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体と比べても住民の福利厚生が充実している訳ではないから！！</li> </ul> <p>(代替案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の無駄な経費を削減する。</li> <li>・施設の空き時間を無くす工夫をする。</li> </ul> <p>(例、イベントを開催し売上げを上げるなど)</p> <p>(例、他の自治体の住民にも利用してもらう)</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>料金について1の回答に同じ。</p>	改定料金		D
44	<p>公共施設使用料等設定基準(素案)への意見を送らせていただきます。</p> <p>普段むくのきセンターを定期的に利用させてもらっています。利用料が増額になると、利用回数を減らさざるを得ない状態になり、その場合、低額で借りられる他の町や市の体育館の利用を検討することになると思います。</p> <p>きっと同じように考える方や団体もいらっしゃるのではないのでしょうか。</p> <p>今回のお話は、精華町の活性化にも関わってお話だと思えます。</p> <p>利用者が減れば、算定と見合わなくなる可能性もあるのではないのでしょうか？</p> <p>慎重にご検討いただきたいと思えます。</p> <p>よろしくお願致します。</p>	<p>料金について1の回答に同じ。</p> <p>今後は使用料について定期的な検証を行うことを考えており、使用料と稼働率の因果関係については検証してまいります。</p>	改定料金		D
45	<p>週に2度むくのきセンター体育館を利用しています。</p> <p>使用金額が上がると、週2回の利用が難しくなり他の体育館を検討しなければならなくなります。</p> <p>このまま体育館料金は維持して頂きたいです。</p> <p>よろしくお願致します。</p>	<p>料金について1の回答に同じ。</p>	改定料金		D

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
46	<p>●●はバレーボールの競技団体で、精華町バレーボール連盟と京都府家庭婦人連盟にも登録しております。家庭婦人の大会、他市町村主催の試合及び精華町バレーボール連盟が主催する大会に年間を通して出場しております。</p> <p>チームの運営は部員の会費により行っていますが、施設の使用料の引き上げは、部費の引き上げに繋がり、チームの運営に大きな影響があります。</p> <p>また部員の中には他のバレーボールチームにも所属している者が多数おり、それぞれのチームでの会費の引き上げがあると、その負担は多大なものになります。</p> <p>このことから、従来どおりの料金設定を希望します。</p>	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
47	<p>●●はバレーボールの競技団体で、精華町バレーボール連盟に登録しており、毎年府民総合体育大会の精華町代表チームとして成年男子及び成年女子の部に出場してきました。</p> <p>近年はバレーボールを通じて、健全な子どもの育成のため、小学生・中学生の競技指導を行い、精華町におけるスポーツ振興にも寄与しています。</p> <p>これらの運営は部員の会費により、行っていますが、施設の使用料の引き上げは、部費の引き上げに繋がり、現部員の減少や新規加入者の減少が推測され、チームの運営に大きな影響があります。</p> <p>また、部員の中には家庭婦人で構成された他のバレーボール団体にも所属している者が多数おり、それぞれのチームでの会費の引き上げがあると、その負担は多大なものになります。</p> <p>このことから、従来どおりの料金設定を希望します。</p>	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
48	<p>いつもむくのきセンターの体育館を使用させて頂き、ありがとうございます。私はバドミントン、娘はチアリーディングでお世話になっております。</p> <p>大変きれいな施設で運動だけでなく多目的に利用されていて安心して通い続ける事のできる使用料であっただけに今回の使用料に関する案には大変驚き残念な気持ちです。</p> <p>使用するにあたり、アリーナの使用部分だけの電灯の使用、トイレや更衣室での節電、年末の大そうじ等、協力させて頂いております。今後も節電の取り組みはもちろん続けさせて頂きます。また、大そうじ後にご厚意で配布して下さるラップ等の購入費の節約や使用されていない部屋をもっとたくさんの方々に気軽に利用してもらえようという提案をして収益を増やす等、むくのきセンターの使用料を少しでも上げない努力をして頂きたいです。多くの方が今回の案を残念に思っています。このまま値上げとなれば今後の使用を考える方もいらっやと思います。宜しくお願い致します。</p>	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
49	<p>遅くなりました。</p> <p>私達はかしのき苑を使用させて頂いております。年令が70才以上で減免申請をさせて頂き使用させて頂いております。</p> <p>難しい事はわかりませんが、私達高齢者に余り負担のない様をお願いしたいと思います。</p> <p>高齢者が元気で健康で過せるには快よい居場所又皆集り活動出来る所がほしいです。</p> <p>使用料金が負担にならない様な活動場所を考えてほしいものです。</p> <p>負担が大きくなると活動をやめる方々が出るのでは心配を致します。</p>	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
50	<p>説明文が難かすぎでどうなのかほぼ理解できなかったです。具体的に金額がどう変わるのかと、その理由をもっと分かりやすく示してから意見を聴くようにして欲しいです。</p> <p>生がいスポーツに力を入れているのなら、施設のかどう状況なども教えて欲しいです。</p> <p>よく分からないままの値上げは反対です！</p>	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
51	<p>立地と利用しやすい料金で継続的にむくのきセンターを利用させていただいております。</p> <p>利用料金が現行よりかなり高くなると、継続的に利用することが難しくなってきます。</p> <p>町内利用料金が町外利用ほどに改定されるのであれば、町内利用者のメリットは半減します。</p> <p>そうなると、近隣市町の施設へと利用者が移行してしまうかもしれません。</p> <p>利用料金値上げをできる限り抑えていただきたいとお願い致します。</p>	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D

提出されたご意見等は原文のまま記載しています。

番号	ご意見等	考え方	意見分類		対応
52	いつもむくのきセンターを利用させていただき、大変お世話になっています。 むくのきセンターは、老若男女問わず、いつも大勢の方が来られていて、交流の場として、とてもいい施設だなとも感じながら使用させて頂いています。 しかし、金額が上がるとなると使用頻度は減少せざるおえなくなり、体育館も空きが目立つとなると活気が減って寂しいなと感じます。 どうか、現状通りの価格でお願いしたいと考えます。	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
53	いつもお世話になり有難うございます。 本園は幼稚園ママさんバレーの会にて利用させて頂いております。PTAの連携と健康増進の一環として保護者と協力しながらバレーボールの練習に日々励んでおられますが、少ない部費の中からの利用料金のお支払いとなっていますので、できれば利用料金は高くない方が、練習利用し易いという事もありますので、このままをお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
54	現在、幼稚園バレーでの活動で、週2回、むくのきセンターを利用させて頂いています。そして、政策的配慮というバックアップのもと、とても素晴らしい施設で日々練習に励むことができています。しかし、IVにあるような減免規定の統一化が実施されてしまうと、今までのように週2回、むくのきセンターでの活動が困難になってしまいます。 今後の活動のためにも、ぜひ現行のままでもむくのきセンターが利用できるよう、お願いいたします。	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
55	週2回むくのきセンターを利用させて頂いています。 料金見直しで値上がりになると部費での運営もきびしくなり、当初健康のためとはじめたスポーツも値上げがきっかけで回数が減ることで維持もできなくなります。 連盟に加入することで料金の優遇もあり、連盟のお手伝いにも積極的に参加させて頂いていたものの優遇がなくなると連盟に加入する意味も考えなおすことにもなります。 むくのきを利用していつも思うのが、お年寄りの方が元気に卓球やスポーツする姿をみて、こちらもパワーをもらっていますので、値上げをきっかけにそのような方も減ってしまうのではないかとおもいます。	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D
56	平日の週2回むくのきセンターを利用していますが、料金見直しで使用料金が上がると利用できなくなってしまうので、現状の料金を希望します。 また、平日体育館を利用させて頂いてるなかで、高齢の方の姿をよく見かけます。 平日料金の値上がりになれば、利用を控え、ご高齢の方々の日々の楽しみ、健康維持にも影響するのではないかと考えます。	料金について1の回答に同じ。	改定料金		D